

令和5年7月

浜田市人権を尊重するまちづくり条例

を制定しました。

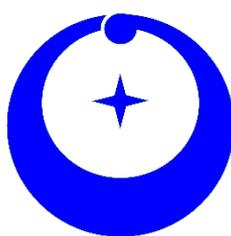
浜田市は、このまち全ての人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合う社会を実現するため、条例をつくりました。

条例には、人権を尊重するまちづくりを進めるための基本となる考え方（基本理念）や、市・市民・事業者の皆さんが行わなければならないこと（責務）等を定めています。

基本理念



市の責務



市民の権利・責務



事業者の責務



禁止すること



相談体制の充実



条例の詳細は裏面へ

浜田市人権を尊重するまちづくり条例

人権課題を解決し、一人ひとりが尊重される社会を実現するためには、一人ひとりの個性、違い、様々な文化を多様性として認め合い、人権に関する様々な課題についての認識を深めるとともに、差別を無くす意思を持ち、行動を起こすことが必要です。

この条例は、お互いの人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現を目指し、制定しました。条例には、次のことが定められています。



基本理念

一人ひとりが大切にされ、個性を尊重し、多様性を認め合い、共に支え合う心の醸成に努めることにより行わなければならない。
(第3条)



市の責務

人権尊重のまちづくりに必要な人権施策を積極的に推進します。

施策を進めるときは、市民や事業者、国や県その他の関係する組織と協力して取組を進めます。
(第6条)



市民の権利・責務

一人ひとりが個人として尊重され、自分らしく生きる権利があります。

人権に対する意識を高め、常に他の人の人権を尊重しましょう。
(第5条・第7条)



事業者の責務

事業活動に関わる人たちの人権に対する意識を高め、人権を尊重した事業活動を行いましょう。

(第8条)



禁止すること

家庭や職場、学校、地域、インターネット上など社会における全ての場所と場面で、次の不当な差別的行為や人権を侵害する行為を行ってははいけません。

- 年齢、障がい、人種、国籍、言語、性別、性的指向、性自認、疾病、被差別部落出身その他の事由を理由とした不当な差別的行為
- いじめ、虐待、体罰、ハラスメントその他の人権を侵害する行為

(第4条)



相談体制の充実

人権に関する様々な相談に的確に応じ、支援するため、国、県その他の関係する組織と協力し、相談体制などを充実させます。

(第10条)

条例の全文や詳細は、
浜田市HPをご覧ください。



または

浜田市人権条例 検索